



# 受 理 書

23高環対第465号  
平成23年7月15日

株式会社オルタステクノロジー高知  
代表取締役社長 青木 健二 様

高知県知事 尾崎 正直



平成23年6月27日付けで次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	水質汚濁防止法第5条第1項
届 出 の 内 容	特定施設の設置 (施設の増設)
届 出 に 係 る 特定施設の種類	63ホ 廃ガス洗浄施設
工 場 又 は 事 業 場 名	株式会社オルタステクノロジー高知
付 記 事 項	実施制限期間短縮を承認する。 工事着手可能期日：平成23年7月30日



特定施設設置 (使用、変更) 届出書

平成23年 6月27日

高知県知事 尾崎 正直 様

住所 高知県南国市久礼田 2420 番地

届出者 氏名 [名称及び  
代表者氏名] 株式会社オムステクノロジー-高知 印  
代表取締役社長 青木健二  
電話番号 (088) 862-1000

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社オムステクノロジー-高知	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		高知県南国市久礼田 2420 番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の欄	65: 酸又はアルカリによる表面 処理施設 63ホ: 廃ガス処理施設	※施設番号	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の欄			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称 (指定地域特定施設にあつては、名称) を記載すること。
  - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること
  - 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 7 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。

## 別紙 1

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	MS07	
特定施設号番号及び名称	63ホ：廃ガス処理施設	
型 式	廃ガス処理施設	
構 造	別添図面のとおり（外形図）	
主 要 寸 法	別添図面のとおり（外形図）	
能 力	別紙2を参照	
配 置	別添図面のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	23年 7月 30日	
工事完成予定年月日	23年 8月 4日	
使用開始予定年月日	23年 8月 8日	
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		MS07			
特定施設番号及び名称		63ホ：廃ガス処理施設			
設置場所		別添図面のとおり			
操業の系統		別添図面のとおり			
使用時間間隔		連続			
1日当たりの使用時間		0時～24時			
使用の季節的変動		なし			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		_____			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	HF	_____	_____		
	H <sub>2</sub> SiF <sub>6</sub>	_____	_____		
	F	2 mg/L	3 mg/L		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		14 m <sup>3</sup> /日	14 m <sup>3</sup> /日		
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。